資料３

印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）の解説

（目的）
第１条 この条例は、空き地に繁茂し、放置されている雑草等を除去することにより、市民の良好な環境衛生を保持することを目的とする。

【解説・運用】

条例の目的を定めたものである。空き地の雑草等について、定期的な草刈り等を実施し、適正な管理を行い、市民の良好な環境衛生を保持することを条例の目的としている。

（定義）
第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１） 空き地　宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地をいう。ただし、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第１項の農地、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第１項の空家等及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは除く。
（２） 雑草等　青草、枯れ草及びこれらに類するもの。
（３） 所有者等　所有者又は管理者をいう。
（４） 管理不良状態　空き地の雑草等が繁茂することにより、次のいずれかに該当すると認められる状態をいう。
ア　犯罪等を誘発するおそれがあるとき。
イ　人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。
ウ　廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
エ　その他著しく公益に反するとき。

【解説・運用】

本条例の用語の定義を定めたものである。
（１） 空き地とは、宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地で、家屋もなく適正に管理されていない土地のことをいう。
なお、農地法で定める農地、空家等対策の推進に関する特別措置法で定める空家等、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは条例の適用除外とした。
（２） 雑草等とは、空き地で繁茂する青草、枯れ草及びこれらに類するものであり、これらに類するものとは、竹や篠を想定とした。
（３） 所有者等とは、空き地となっている土地の所有者、又は土地の所有者から委託を受けてその土地の管理を行っている者、その土地の所有者から賃貸借契約等により土地を借り受け管理をしている者をいう。

（４）　管理不良状態とは、空き地の適正な管理がされず、雑草等が繁茂し、又は放置されている状態を言う。また、犯罪等を誘発するおそれ、人の健康を害し、又は害するおそれ、廃棄物の投棄を招くおそれ、その他著しく公益に反するときも同様の状態とした。

（所有者等の責務）
第３条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

【解説・運用】

空き地の所有者等の責務を定めたものである。空き地の所有者等は、雑草等が繁茂しないように適正に維持管理しなければならない。適正に維持管理するとは、空き地が管理不良状態となることの無いように、所有者等が雑草等の抜き取り、又は刈り取り等を行う。

（所有者等の調査）
第４条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等の情報その他必要な事項について調査をすることができる。

【解説・運用】

空き地の所有者等を調査し、管理不良状態であることの通知及び指導、処分を行う。

（指導又は助言）
第５条 市長は、空き地が管理不良状態であると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去に必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

【解説・運用】

空き地の所有者等への指導、助言行為を定めたものである。空き地が管理不良状態である場合、土地所有者等に草刈りを行うように促すことや、草刈り専門業者の紹介等、雑草の草刈りについて助けになるような意見を言うことができる。

（勧告）
第６条 市長は、前条の規定により指導を受けた空き地の所有者等が、当該空き地の雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去に必要な措置をとるよう勧告することができる。

【解説・運用】

空き地の所有者等への勧告行為を定めたものである。市長は、第５条に基づき所有者等に対し、指導を行っても、所有者等が雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していることを確認した場合は、所有者等に対して、相当の履行期限を定めて勧告することができる。

（命令）
第７条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が正当な理由がなくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去に必要な措置をとるよう命ずることができる。

【解説・運用】

空き地の所有者等への命令行為を定めたものである。市長は、第６条に基づき所有者等に対し、勧告を行っても、所有者等が雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していることを確認した場合には、所有者等に対して、相当の履行期限を定めて、草刈り等の適正な管理義務を果たすよう命ずることができる。

（立入調査）
第８条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に他人の土地に立ち入り、調査をさせることができる。
２　前項の土地の所有者等は、同項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
３　第１項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、土地の所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【解説・運用】

空き地への立ち入り調査について定めたものである。条例の施行時に必要な限度において、職員が空き地に立入り、調査（写真の撮影、雑草の高さ、範囲の測定、病害虫の発生状況等）をすることができる。なお、所有者等は市の調査に協力し、職員の空き地立入りについて妨害等をしてはならない。また、立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、所有者等から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

（委任）
第９条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説・運用】

条例の施行に必要な事項を定めたもの。必要な事項については、規則を定める。

附　　則
この条例は、令和５年４月１日から施行する（予定）